

# 虐待増受け里親推進

## 県の新事業

### 家庭体験機会設ける

### 親同士の集いや交流も

虐待を受けた子どもの問題が深刻化している状況を受け、県は新年度から新たに「里親推進事業」を実施する。施設入所中の子どもにも実際の家庭を体験させる機会を設けるほか、里親同士の集いや交流を図る「里親サロン」を設置するなど、里親啓発や里親委託推進、里親支援事業などを盛り込む。

重点施策は三点。①里親啓発事業(78万6000円)▽②里親委託推進事業(292万6000円)▽里親支援事業(90万7000円)。

①は、里親制度に対する社会の認識を高めるため、広く一般県民に対する広報啓発を行う。具体的には「つどい」の開催▽ホームページによる広報▽パンフレットを作成し、県、市町村広報や家庭児童相談窓口や福祉関係機関に配置—など。

②は、里親委託推進員を配置し、児童相談所担当者や里親、施設関係者、学識経験者らからなる「里親委託推進委員会」を設置する

ことにより、関係機関との連絡調整を行い、里親の開拓、委託推進の取り組みなどを行う。また、施設入所中の子どもにも実際の家庭を体験させる機会を設けるほか、里親候補や養育子・短期里親らに家庭体験事業を通じて養育体験を図るため「家庭体験ふれあい事業」を実施する。

③は、里親や里親を希望する人を対象に研修を実施し、児童福祉への理解を深め、養育技術の向上を図ることを目的に「基礎研修・専門里親研修事業」を実施。

また里親同士の集いや交流によって里親の精神的負担の軽減を図

つたり、里子の発達相談などの機会とする「里親サロン」を設置する。さらに「里親レスパイト事業」として、乳児院や児童擁護施設などを活用し、委託児童を養育している里親の一時的な休息のための援助を行う。

新年度からの実施に向け「里親制度に対する理解を高め、里親登録の増加につなげていきたい」とした上で、社会で子どもを育てていく、という認識を県民に分かつてもらいたい。家庭の温もりを求めている子どもたちは、里親との出会いを待ち望んでいる」と、県は里親としての協力を強く訴えている。

子ども家庭相談セン

ターに寄せられた児童虐待相談の件数は、平成14年度307件▽同

15年度324件▽同16年度394件▽同17年度531件—と急増している。

同17年度の虐待を種別で見ると、「身体的虐待」179件▽「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」252件▽「性的虐待」27件▽「心理的虐待」103件—となっており、「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」の件数が圧倒的に多く、こうした虐待増加が事業推進の背景にあると県は説明している。

平成18年12月31日現在、県内の登録里親数は89人(委託児童数は14人)で、決して多い数とはいえない状況だという。

里親になる手続きとしては、最寄りの児童相談所に申請書を提出▽児童相談所による家庭調査▽社会福祉審議会で審議▽知事による認定▽里親登録—など。

なお、里親になるのに特別な資格は必要ない(専門里親は養育経験や研修受講などが必須)。

また、養育を開始すると、里親には里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが公費で支給されるほか、所得税法上の扶

養除を受けられる。また万一、養育中の子どもが事故に遭ったり、事故などを起こして賠償責任が生じた場合には、「里親賠償責任保険」などによる補償も受けられる。

また、養育を開始すると、里親には里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが公費で支給されるほか、所得税法上の扶